

旧空港跡地土地区画整理事業の概要

1 事業名 旧空港跡地土地区画整理事業

2 都市計画決定権者 石垣市（石垣市長 中山 義隆）
 ※土地区画整理事業が都市計画に定められる場合において、都市計画決定権者が市町村である場合は、環境影響評価手続を都市計画決定権者が行うことができる。

【根拠】沖縄県環境影響評価条例第41の2第2項、42条 等

3 事業実施想定区域 石垣市字大浜、字真栄里の各一部

4 事業目的

旧石垣空港は、1943年旧日本海軍飛行場として用地が接收され、その後、滑走路の延長、石垣市から県への移管を経て新石垣空港の開港に伴い平成25年3月に閉港となった。

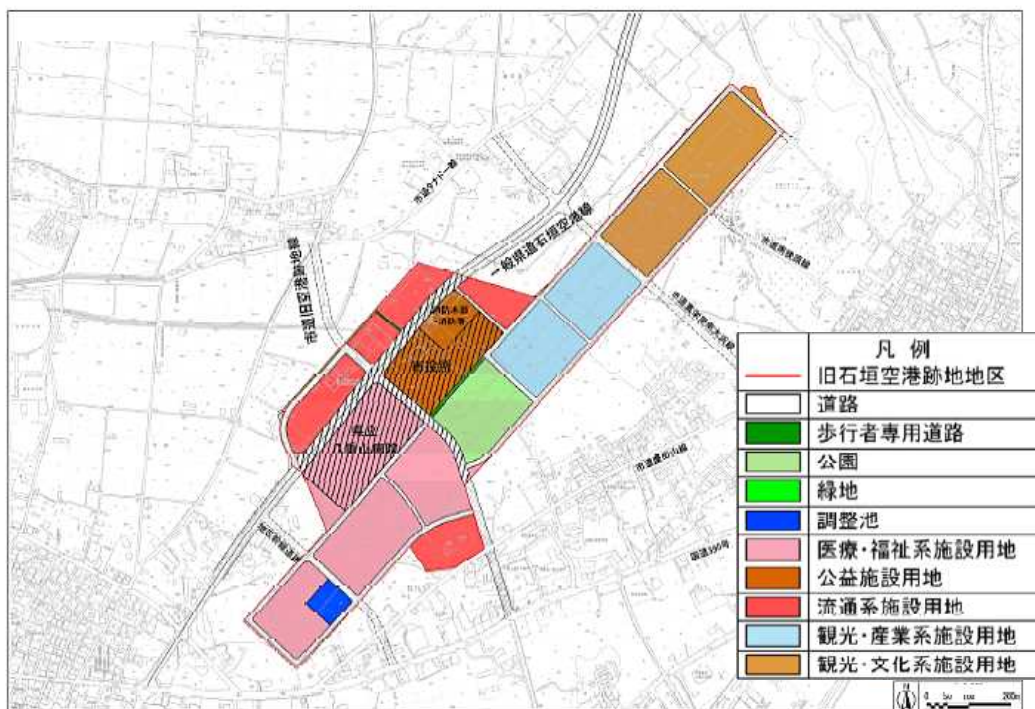
約50haの跡地については、甚大な被害が予想される自然災害にも対応できる官庁や公共施設の新築移転を中心とした施設整備と共に、既存の市街地、史跡フルスト原遺跡及び南大浜地区を結ぶ道路ネットワークや公共施設を整備し、健全な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行う。

5 事業概要

(1) 対象事業の種類 土地区画整理事業

(2) 対象事業の規模 約 48.27 ha

(3) 計画用地 医療・福祉系施設用地、公益施設用地、流通系施設用地、観光・産業系施設用地、観光・文化系施設用地、幹線道路、区画道路 等



※斜線部分は、対象事業とは別事業であることを示す。

図 2.5-1 土地利用計画図

6 経 緯 等

(1) 事業計画等の経緯

- 平成17年 3月 石垣市において石垣空港跡地利用基本構想を策定
- 平成24年 3月 石垣市において石垣空港跡地利用基本計画を策定
- 平成25年 3月 新石垣空港開港及び旧石垣空港閉港
- 平成27年 4月 石垣市において旧石垣空港跡地利用計画を策定

(2) 環境影響評価手続状況等

○配慮書手続

- 平成29年 4月 7日 計画段階環境配慮書を県へ送付
- 5月 19日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出（期限：5月22日）

○方法書手続

- 平成30年 4月 5日 環境影響評価方法書の県への送付
- 5月 28日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
- 月 日 方法書に対する知事意見の提出（期限：7月23日）

(参考) 条例に基づく環境アセスメントに関する流れ

